

議案第145号

宝塚市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

資料1 条例案の概要

1 条例案制定の経緯

個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、改正後の法に統合され、全国的な共通ルールとなります。

令和5年（2023年）4月1日からは、宝塚市でも改正後の法が直接適用されるため、現行の宝塚市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を、新たに規定する宝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）として制定します。

2 条例の概要

(1) 用語 第2条

法において使用する用語の例によります。

(2) 条例要配慮個人情報 第3条

ア 法第2条第3項及び法施行令第2条に規定する要配慮個人情報以外で、法第60条第5項の規定に基づき、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報として条例で定めるものです。

イ 条例要配慮個人情報で規定するのは、宝塚市男女共同参画推進条例（平成14年条例第39号）第2条第4号に規定する性自認及び同条第5号に規定する性的指向を内容とする記述等とします。

ウ 法第2条第3項及び法施行令第2条に規定する要配慮個人情報として列挙しているものは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等により心身の状態の改善のための指導等、刑事事件に関する手続きが行われたこと、少年の保護事件に関する手続きが行われたことを内容とする記述等となっています。

(3) 開示請求手数料 第4条

開示請求に係る手数料として、実費を勘案して規則で定めることとしています。

なお、手数料は、写しの作成及び送付に要する費用について、現行と同様の額とします。

(4) 開示決定等の期限及び開示決定等の特例 第5条及び第6条

個人情報保護条例と同様、保有個人情報開示請求から開示決定等までの期限は14日間とし、当該期限の延長を30日間までとします（最長44日間）。

(5) 審査会への諮問等 第7条から第13条まで

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときの取扱いとして、審査会への諮問、審査会の調査権限、意見の陳述等、提出資料の写しの送付等、審査会における審議手続の非公開、答申書の送付等、審査会の一般的権限等について、これまでと同様に施行条例で規定することとしています。

- (6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 第 14 条  
法に規定した「行政機関等匿名加工情報」の利用に係る手数料について定めるものです。

なお、法に基づき、「行政機関等匿名加工情報」の提案募集が、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から都道府県及び政令指定都市において開始されますが、その他の市町村については、当分の間、提案募集は任意となっています。本市では、条例公布後 3 年以内の実施を目指しますが、近隣市や類似団体の状況を情報収集しながら、手続等の詳細について研究することとします。

- (7) 宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問 第 15 条  
個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、審議会に諮問することを規定しています。

法では、個人情報の保護に係る全国共通のルールが適用され、個人情報保護委員会が法解釈等について一元的に担うこととなっており、また、国が示すガイドラインでは「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」としています。

本市としては、個人情報の適正な取扱いや運用上の実務的な対応など、本市の地域の特性や事情を踏まえて検討することが必要な事項については、これまでのとおり審議会に諮問や報告をするとともに、デジタル技術の進展に伴う課題にも対応するため、案件に応じて臨時委員を置くことができることとします（後述 4 の(7)）。

- (8) 財産区が保有する個人情報の取扱い 第 16 条

財産区は、これまで特に個人情報の取扱いについて定めていませんでしたが、地方自治法に定める特別地方公共団体として法で定める「行政機関等」に含まれるため、財産区が保有する個人情報の取扱いについては、この条例の規定の例によることを定めています。

- (9) 運用状況の公表 第 17 条

改正後の法においては、個人情報保護委員会（後述 3 の(5)）が各行政機関等での施行状況を取りまとめ、その概要を公表することとなっています。本市においては、現行の個人情報保護条例において、施行状況の公表に関する規定があるため、同様の取扱いを行うこととします。

- (9) 委任 第 18 条

- (10) 罰則 第 19 条

審査会の委員及び審議会の委員の守秘義務違反に対する罰則を定めています。

### 3 個人情報保護条例から法施行に移行することによる個人情報の取扱いの主な変更点

- (1) 個人情報ファイル簿の作成、公表について

個人情報保護条例では、市の個人情報の利用状況について、個人情報取扱事務単位で登録簿を作成することを定めていました。法施行後は、国と同様に個人情報ファイル単位で個人情報ファイル簿を作成することになります。

- (2) 行政機関等匿名加工情報の利用について

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした行政機関等匿名加工情報を事業者等が利用することができるようになります。

本市での運用想定は、上記 2 の(6) のとおり

- (3) 要配慮個人情報  
上記2の(2)「条例要配慮個人情報」のとおり
- (4) 審議会の関与  
上記2の(7)「宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問」のとおり
- (5) 個人情報保護委員会  
個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする合議制の独立機関として、内閣府に個人情報保護委員会が設置されています。  
個人情報保護委員会では、個人情報保護法及びマイナンバー法に基づき、地方公共団体を含む官民の両部門に係る個人情報の保護に関する基本方針の策定や、個人情報等の取り扱いに関する監視・監督、特定個人情報保護評価に関する事務、相談・苦情あっせん等を担当します。

#### 4 附則

- (1) 条例の施行日は、令和5年(2023年)4月1日から施行します。
- (2) ただし書では、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の規定は、この条例の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしています。
- (3) 第2項で、この条例施行に伴い、宝塚市個人情報保護条例を廃止することを定めています。
- (4) 第3項及び第5項から第9項まででは、施行日以後の法において個人情報の範囲から除かれるもの(容易に照合できないもの)についても、施行日前と同様の守秘義務と、漏えい等に対する罰則を課せられるよう経過措置を置くものです。
- (5) 第4項では、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として、施行日前に、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合については、個人情報保護条例の規定によることとしています。
- (6) 第10項及び第11項では、施行日前にした行為及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する個人情報保護条例に定める罰則の適用については、従前の例によることを定めています。
- (7) 第12項では、執行機関の附属機関設置に関する条例に定める宝塚市個人情報保護・情報公開審議会及び宝塚市個人情報保護・情報公開審査会について、法施行に伴う所掌事務についての所要の改正と、宝塚市個人情報保護・情報公開審議会の項では、委員の総数7人については必要に応じ臨時委員を置くことができることを追加しています。